

議案第 4 7 号

八幡浜市総合福祉文化センターの解体に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市総合福祉文化センターの解体に伴う関係条例の整備に関する条例

(八幡浜市立公民館条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市立公民館条例（平成 1 7 年条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>(委任)</u> 第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>	<p>第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>

改正後			改正前					
別表第 1			別表第 1					
名称	位置	区域	名称	位置	区域			
中央公民館	八幡浜市 6 2 番地 1	市内全域	中央公民館	八幡浜市 広瀬二丁目 1 番 1 3 号	市内全域			
(略)			(略)					
別表第 2			別表第 2					
1 中央公民館保内別館使用料 (略)			1 中央公民館使用料					
中央公民館	館名	室名	使用料 (単位：円)					
			9 時～12 時	12 時～17 時	17 時～22 時	9 時～17 時	12 時～22 時	9 時～22 時
		会議室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		視聴覚室	2,130	2,560	2,980	3,200	3,630	4,270
		学習室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		大和室	2,130	2,560	2,980	3,200	3,630	4,270
		小和室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		茶室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		調理室	2,130	2,560	2,980	3,200	3,630	4,270
		保育室	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		ホール	2,130	3,200	4,270	5,340	6,400	7,470
		音楽室 (3 階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		図書室 (3 階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
		研修室 (3 階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200
	講習室 (3 階)	1,060	1,490	1,920	2,130	2,560	3,200	
	体育室	5,100	7,670	10,240	12,800	15,350	17,920	
冷暖房利用の場合	区分	ホール及び会議室等						
	冷房	使用料の 5 割の額加算						
	暖房	使用料の 3 割の額加算						
(注) 1 ホール及び会議室等の暖房は、石油ストーブ使用の場合、15% 加算とする。 2 ガス施設を利用するときは、ガス代実費を徴収する。								
2 中央公民館保内別館使用料 (略)			2 中央公民館保内別館使用料 (略)					

(八幡浜市立視聴覚ライブラリー設置条例の一部改正)

第2条 八幡浜市立視聴覚ライブラリー設置条例(平成17年条例第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(名称及び位置) 第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 八幡浜市立視聴覚ライブラリー (2) 位置 八幡浜市 <u>60番地1</u>	(名称及び位置) 第2条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 名称 八幡浜市立視聴覚ライブラリー (2) 位置 八幡浜市 <u>広瀬二丁目1番13号</u>

(八幡浜市立老人憩の家条例の廃止)

第3条 八幡浜市立老人憩の家条例(平成17年条例第126号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

(八幡浜市立公民館条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の八幡浜市立公民館条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

八幡浜市総合福祉文化センターの解体に伴い、関係条例に係る所要の改正及び廃止を行うため。

